

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部・佐藤

税理士・青木 信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

👉 消費税改定に伴う人事労務の確認事項

4月1日より、17年ぶりとなる消費税の改定が行われました。この改定は一般消費者への影響が大きく、3月末には、増税前に買いだめをしておこうという人が一部のスーパーなどに大行列を作ったほどです。また、システムの変更やパンフレットの記載金額の修正など、企業においても負担が大きかったように思われます。

消費税改定は、もちろん人事労務においても無関係ではなく、以下に関連事項を取り上げますので、ご参照ください。

◇交通費精算

JR、私鉄、バスなど交通機関各社は料金改定を行っており、ICカード使用時にはこれまでにない1円単位の料金体系が発生しています。会社にとっては、交通費の精算をICカードの値段で行うのか、切符の値段で行うのかという問題が出てきました。これについては、事務処理の煩雑さとコストの問題を踏まえ、どちらかに統一する必要があるでしょう。また、3ヶ月や6ヶ月などの定期券で運用している場合は、従業員ごとに定期券の更新時期が違いますので、その都度、定期代の金額を改めて確認する必要があります。

◇交通費精算の規定の変更

上記の通り、支給内容に変更があった場合には、従業員に周知することはもとより、交通費の精算方法を会社規定に定めている場合は、規定を見直さなければなりません。

また、旅費規定や出張規定などの諸規定も実態と合っているか、ご確認ください。

◇賃金の昇給

消費税の改定により、従業員の生活には負担が強いられることとなります。消費税アップ分を従業員の賃金に反映させたいと考える経営者の方もいらっしゃるでしょう。

月々の賃金に上乗せするという考え方が一般的ですが、処理上の煩雑さは否めない部分もあるので、賞与を支給しているということであれば、賞与に上乗せするという方法も考えられます。従業員への配慮と、後述の社会保険料との兼ね合い等にも留意しなければなりません。

◇社会保険の月額変更

社会保険料については、月々の賃金の固定的な手当に変動があり、かつ、現在の保険料の等級と2等級以上の変動があった場合に等級の見直しをします。

既述の交通費の変動、月額賃金（手当等含む）の昇給は固定的な賃金の変動として月額変更の対象となる可能性があり、昇給の有無、月々の時間外手当の有無などにより、月額変更に該当するかを確認する必要があります。

以上の通り、労務の分野でも消費税改定による影響は少なからずあります。改正から間もなく1ヶ月が経過するところではありますが、上記の対応について今一度ご確認ください。

「レジェンド労働者」の育成！ ～労働者サポートの重要性～

少し前のお話となりますが、ソチ冬季オリンピックが2月13日に閉幕しました。日本人選手の活躍も記憶に新しいところですが、なかでも五輪7大会連続出場の葛西紀明選手が、ジャンプ男子ラージヒルで銀メダルを獲得したことが印象に残っているという方も多いのではないのでしょうか。

日本のスポーツ界では、葛西選手のみならず、今、多くの「レジェンド」が活躍しています。例えば、テニスのクムルム伊達公子選手（43歳）、サッカーの三浦和良選手（47歳）、プロ野球の山本昌選手（48歳）などです。40代のベテラン選手が、若い世代に交じって活躍している姿には、本当に感銘を受けます。

さて、スポーツ界では、40代選手は大ベテランとして位置づけられ、多くの同世代の選手は引退をしています。それゆえにその活躍が「レジェンド」などと評されるわけですが、一般サラリーマン（労働者）の世界で40代前後の労働者人口は、他の年齢層に比べて割合が高く、まさに働き盛りの年齢と言えます。

この年代は、第二次ベビーブーム世代やバブル経済後期の新卒入社世代など、そもそも労働者人口が多い階層です。いずれにしても、企業にとってこの世代の貢献は必要不可欠であり、まさに一人一人がレジェンドと称賛されるほどの「スーパー労働者」になることが期待されています。

企業としては、労働者自身の自己啓発によるスキルアップや企業貢献を期待するだけでなく、労働者が大きなモチベーションをもって仕事ができるよう労働環境の整備を行い、労働者が働きやすい職場、やりがいのある職場を構築しなければなりません。

例えば、具体的に企業が取り組むべきこととしては・・・

- 本人のキャリアアップにつながる教育訓練や研修体系制度の導入
- 人事評価、等級(処遇)制度など公平・公正な人事制度の導入
- 労働者が生き生きと働くための健康管理、メンタルヘルス対策など

企業における労働者支援は雇用維持にもつながり、また、良い人材を育成していくことが企業の発展に寄与することは間違いありません。

国の定年年齢の引き上げなどの施策により、65歳、70歳でも現役で働ける時代となるにつれ、40歳代は決して「ベテラン」ではなく、まだまだ夢と希望を持って働くことのできる世代だと言えます。

この世代に限らず、企業は、各年齢階層の労働者に見合った支援策を検討し、より良い企業文化の形成を目指し、より生産性を高めていくことが求められています。

コラム

子・孫への生活費、教育資金の贈与は非課税

先日、子育て中のママさんと話す機会がありました。その席で英語の雰囲気にならなくても早く慣らしたいので英語教育してくれる幼稚園に行かせるのでお金が大変という話がでました。私が両方の両親から援助してもらったらと言いますと、贈与税がかかるでしょ？という答えが返ってきました。110万以上貰うと贈与税がかかるという情報が結構皆さんにインプットされているからだと思いました。しかし贈与税の非課税規程には扶養義務者相互間において、生活費又は教育費に当てられるために贈与を受けたもので通常必要と認められるものは非課税と書いてあります。ですから、両親が子供や孫の生活費、学費を負担しても贈与税（非課税）はかかりません。

この場合のポイントは、必要なときにその都度もらうことです。金額の大小ではありません。

ただし、もらった生活費の残りを貯金しているようでは生活費の負担とはいえません。

この場合は、贈与税がかかるとおっしゃってください。両親は、贈与税の心配をすることなく、子・孫に生活費、学費として財産を渡す事が出来、子・孫に喜ばれ将来の相続税の大きな節税方法にもなります。ただし自分の老後資金まで脛をかじられすぎないよう気をつけないといけませんね。

